

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

告 示		ページ
○特定調達契約に係る入札の公告（2件）	（情報政策課）	17
○土地改良区の定款の変更の認可	（農業施設管理課）	19
○道営土地改良事業変更計画の決定	（農業施設管理課）	20
○土地改良法による国営換地計画の決定	（農業施設管理課）	20
○知事権限に係る保安林の指定の予定（2件）	（治山課）	20
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定	（治山課）	20
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定	（治山課）	21
○森林法による通知に代える公示	（治山課）	21
○道路の区域の変更及び供用の開始	（維持管理防災課）	21
○道路の供用の開始	（維持管理防災課）	22

道警察本部告示

○特定調達契約に係る入札の公告	22
-----------------	----

告 示

北海道告示第8号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
 なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成27年1月9日

北海道知事 高橋 はるみ

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
- | | |
|------------------|------|
| ア パーソナルコンピュータの購入 | 10台 |
| イ パーソナルコンピュータの購入 | 243台 |
| ウ パーソナルコンピュータの購入 | 11台 |
| エ パーソナルコンピュータの購入 | 4台 |
| オ パーソナルコンピュータの購入 | 3台 |

カ パーソナルコンピュータの購入 2台

アからカまでについては、それぞれの入札による。

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
 (3) 納入期日 平成27年3月20日
 (4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成25年北海道告示第3号、平成26年北海道告示第11号又は平成27年北海道告示第6号に規定する物品の購入の資格を有すること。
 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
 (4) 当該物品に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成27年1月9日から同月30日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
 北海道総合政策部科学IT振興局情報政策課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道総合政策部科学IT振興局情報政策課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎3階 テレビ会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合政策部科学IT振興局情報政策課）

(2) 入札日時 平成27年2月5日 午後1時30分（送付による場合は、同月3日までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告

平成26年5月23日付け北海道告示第405号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量130グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道総合政策部科学IT振興局情報政策課のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/jsk/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のA及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道総合政策部科学IT振興局情報政策課

(2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

(3) 電話番号 011-204-5285

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured:

a Personal Computer 10

b Personal Computer 243

c Personal Computer 11

d Personal Computer 4

e Personal Computer 3

f Personal Computer 2

B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M. February 5, 2015

(If mailed, bids must arrive no later than February 3, 2015)

C Contact : Information Policy Planning Division, Bureau of Science and IT Promotion, Department of Policy Planning and Coordination, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan

Phone : 011-204-5285

北海道告示第9号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成27年1月9日

北海道知事 高橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量

ア パーソナルコンピュータの賃貸借 135台分 一式

イ パーソナルコンピュータの賃貸借 39台分 一式

ウ パーソナルコンピュータの賃貸借 28台分 一式

アからウまでについては、それぞれの入札による。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成27年3月23日から平成32年3月22日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成25年北海道告示第3号、平成26年北海道告示第11号又は平成27年北海道告示第6号に規定する物品の賃貸借（電子計算機）の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該物品に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成27年1月9日から同月30日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総合政策部科学 I T 振興局情報政策課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道総合政策部科学 I T 振興局情報政策課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎3階 テレビ会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合政策部科学 I T 振興局情報政策課）

(2) 入札日時 平成27年2月5日 午後2時30分（送付による場合は、同月3日までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告
平成26年5月23日付け北海道告示第405号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量130グラムに見合

う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道総合政策部科学 I T 振興局情報政策課のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/jsk/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法

落札決定に当たっては、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により、1の(1)のアからウにつきそれぞれ定めた予定価格（借入台数分に係る1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（借入台数分に係る1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

契約書は、作成を要する。

11 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

12 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道総合政策部科学 I T 振興局情報政策課

(2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

(3) 電話番号 011-204-5285

13 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

a Lease of Personal Computer 135 1 set

b Lease of Personal Computer 39 1 set

c Lease of Personal Computer 28 1 set

B Bid tendering date and time : 2 : 30 P.M. February 5, 2015

(If mailed, bids must arrive no later than February 3, 2015)

C Contact : Information Policy Planning Division, Bureau of Science and IT Promotion, Department of Policy Planning and Coordination, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-Chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5285

北海道告示第10号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成26年12月19日、新ひだか土地改良区の定款の変更を認可した。

平成27年1月9日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第11号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（金子地区経営体育成基盤整備〔面的集積型〕（農業用排水施設、区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知総合振興局に備え置いて、平成27年1月14日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成27年1月9日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第12号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、真狩村真狩地区3工区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道後志総合振興局に備え置いて、平成27年1月14日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成27年1月9日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第13号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成27年1月9日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所 勇払郡厚真町字幌内51の1、89の1、89の2
- (2) 指定の目的 水源の涵養
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
① 主伐に係る伐採種は、定めない。
② 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
③ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所 積丹郡積丹町大字美国町字大沢1015の2（次の図に示す部分に限る。）、字船淵1605
 - (2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備
 - (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
① 主伐は、択伐による。
② 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
③ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第14号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成27年1月9日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 網走郡美幌町字栄森38の353(次の図に示す部分に限る。)、38の351、38の352、38の357、38の358
- 2 指定の目的 干害の防備
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道オホーツク総合振興局産業振興部林務課及び美幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第15号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成27年1月9日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 砂川市富平303、304、308、虻田郡喜茂別町字留産50の1、50の2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字留産50の1・50の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、富平303、304、308
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに砂川市役所及び喜茂別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第16号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成27年1月9日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林 滝川市・三笠市・雨竜郡沼田町（以上2市1町について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源の涵養
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
三笠市（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林 三笠市・雨竜郡沼田町（以上1市1町について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
沼田町（次の図に示す部分に限る。）、三笠市
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに関係市役所及び沼田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第17号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を興部町役場の掲示場に掲示した。

平成27年1月9日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 通知の内容 平成26年北海道告示第813号
- 2 所在が不明な者 米田 幹寛

北海道告示第18号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道後志総合振興局小樽建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成27年1月9日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 路線名 発足前田線
- 3 道路の区域

区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
岩内郡共和町前田324番5地先から 同郡共和町前田324番5地先まで		前	14.88mから 16.60mまで	38.63m	—
		後	15.84mから 16.60mまで	38.63m	—

北海道告示第19号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道上川総合振興局旭川建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成27年1月9日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 三和剣淵線	上川郡剣淵町南桜町303番地先から 同郡剣淵町南桜町300番地先まで	平成27. 1. 9

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第5号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成27年1月9日

北海道警察本部長 室 城 信 之

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量 軽油 J I S特3号 4,000リットル
(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
(3) 納入期日 平成27年3月6日
(4) 納入場所 札幌市南区真駒内南町6丁目2-1 北海道警察本部警備部
機動隊

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成25年北海道告示第3号、平成26年北海道告示第11号又は平成27年北海道告示第6号に規定する物品の購入の資格を有すること。
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていな

いこと。

(4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。
(5) 当該調達物品に関し、仕様を満たす製品を供給することができること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成27年1月9日から同月23日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所
北海道警察本部総務部会計課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場
（送付による場合は、郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課）
(2) 入札日時 平成27年2月6日 午前11時（送付による場合は、同月5日午後5時までに必着）
(3) 開札場所 (1)に同じ。
(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

(1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

ア 名称及び数量

(ア) 自動車ガソリン J I S 1号 28,000リットルほか
(イ) 自動車ガソリン J I S 2号 12,000リットル

イ 予 定 時 期

平成27年2月頃

- (2) この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
平成26年6月17日付け北海道警察本部告示第281号

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量50グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道警察のホームページ（<http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(2)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

- (1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額から軽油引取税額を差し引いた額に100分の8に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から軽油引取税額を差し引いた額の108分の100に相当する金額に軽油引取税額を加算した額を入札書に記載すること。
イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課
イ 所 在 地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
ウ 電 話 番 号 011-251-0110 内線 2239

12 Summary

- A The nature and quantity of products to be procured : Diesel fuel (JIS Special No.3) 4,000 liters
B Bid tendering time and date : 11 : 00 A.M., February 6, 2015
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., February 5, 2015)
C Contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Kita 2-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8520 Japan
Phone : 011-251-0110 Extension 2239